

2017 年 11 月

個別和解型の特別清算手続において子会社に対する債権放棄額の損金算入を認めないとした裁判例(東京高判平成 29 年 7 月 26 日税務通信 3474 号 10 頁)について

弁護士 関端 広輝 / 村山 由香里 / 藤田 将貴

個別和解型の特別清算手続において子会社に対する債権を放棄した事案について、債権放棄額の損金算入を認めないと判断した地裁判決(東京地判平成 29 年 1 月 19 日)があり、実務家の注目を集めていましたが、その控訴審においても原審の判断を支持する判決が下されました。個別和解型の特別清算手続とは、協定の決議のための債権者集会を開催せず、全ての債権者と清算会社が裁判所の許可を得た上で個別和解をすることにより清算を行うものです。実務上、個別和解型は、債権者が少数の場合、特に親会社が債務超過状態にある子会社等を清算する場合に、よく利用されています。これらの多くは、清算の際に、親会社が子会社等に対して行う債権放棄について、税務上、寄付金として認定される可能性があるため、一定の要件のもと損金算入が認められる特別清算を利用して債権放棄を行うものであり、対税型の特別清算とも呼ばれています。本件において損金算入を否定した裁判所の判断は、今後、かかる特別清算の実務に影響を与える可能性があるため、ご紹介します。

1. 事案の概要

本件の事案の概要は、以下のとおりです。

原告 X 社は、その子会社である A 社及び B 社に対する債権を、A 社及び B 社の特別清算手続において個別和解により放棄し(以下「本件債権放棄」といい、その金額を「本件債権放棄額」といいます。)、貸倒損失として損金算入して法人税の確定申告をしました。なお、当該個別和解は、A 社及び B 社の特別清算手続の開始を決定した各裁判所(仙台地方裁判所及び青森地方裁判所)の許可を得た上で行われました。

しかし、その後、税務署長が本件債権放棄は法人税法(平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。以下同じ。)37 条の寄附金の額に該当するとして、法人税の更正処分を下したため、X 社が当該処分の一部の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴しました。

なお、X 社には、A 社、B 社以外にも C 社、D 社等の子会社が存在したところ、X 社は、A 社、B 社及び C 社の事業の全部を D 社に譲渡した後、A 社、B 社及び C 社について特別清算をすること、これに伴い、X 社が A 社及び B 社に対して有する不良債権を損失処理すること等を内容とする財務改善計画書を作成し、取引銀行から了承を得ていました。

2. 争点

本件では、主に以下の 2 点が争点となりました。

- ①本件債権放棄額が、法人税基本通達（以下「基本通達」といいます。）所定の基準により又はこれらに準じて貸倒損失に該当するものとして法人税法 22 条 3 項 3 号に従って損金算入を認めることができるか。
- ②本件債権放棄額が基本通達所定の基準により又はこれに準じて法人税法 37 条 1 項所定の寄附金の額に該当しないものとして損金算入を認めることができるか。

ここで該当性が問題となった基本通達は、以下のとおりです。

争点①について：基本通達 9-6-1(2)(特別清算協定認可の決定に係る貸倒損失)及び基本通達 9-6-1(4)(回収不能の債権の免除に係る貸倒損失)

争点②について：基本通達 9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び基本通達 9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)

3. 原判決判旨

東京地判平成 29 年 1 月 19 日（以下「原判決」といいます。）は、上記各争点について、概要以下のとおり判断しました。

（1）貸倒損失該当性（争点①）

まず、貸倒損失該当性について、基本通達 9-6-1 の定めの内容の合理性を肯定した上で、本件は個別和解によって行われた債権放棄であって、基本通達 9-6-1(2)が定める「特別清算に係る協定の認可の決定を経た場合」に文言上該当せず、また、債権の消滅に係る協定及び計画の内容の合理性が法令の規制及びこれに係る裁判所の審査と決定によって客観的に担保されているのに対し、個別和解に基づく債権放棄の場合は、このような法令の規制及びこれに係る裁判所の審査と決定を欠いており、合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意がされたとはいえないとして、裁判所の認可決定による場合に準じて貸倒損失の損金算入を認めることはできないと判断しました。

続いて、基本通達 9-6-1(4)(回収不能の債権の免除に係る貸倒損失)への該当性を検討し、個別和解による債権放棄に適用がないということはないが、金銭債権の貸倒損失を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう「当該事業年度の損失の額」として損金算入するための判断枠組みとして、「債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情だけでなく、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれき等による経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべき」とした最高裁判決（最判平成 16 年 12 月 24 日民集 58 巻 9 号 2637 頁）を引用しつつ、基本通達 9-6-1(4)の適用の有無の検討に当たっても、上記の各事情を踏まえ、当該

債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかであるか否かにつき、社会通念に従って総合的に判断されるべき、と判示しました。

その上で、A 社及び B 社が売上総利益の一定の水準を維持し、事業の継続と経費の削減等により数千万円規模の財務及び収益の改善が見込まれていたなどの債務者(子会社 2 社)の資産状況や支払能力等の債務者側の事情に照らし、直ちに債権放棄に係る債権全額が回収不能であったとはいえず、加えて、X 社のメインバンクである Z 銀行は、X 社に子会社 2 社に対する債権放棄を要請しておらず、借入金の全部又は大半を有する X 社等がこれを直ちに回収しようとしていたといった事情もうかがわれないことなどに鑑みると、債権回収に必要な労力等の債権者側の事情や経済的環境等に照らしても、X 社が無条件に本件債権放棄に係る損失を全額負担することに経済的合理性の観点から特段の必要性があったとはいえず、X 社の A 社及び B 社に対する貸付金債権の全額が客観的に回収不能であったということはできないと判断し、基本通達 9-6-1 (4)への該当性を否定しました。

そして、以上を理由として、本件債権放棄額については、基本通達所定の基準により又はこれらに準じて貸倒損失に該当するものとして法人税法 22 条 3 項 3 号に従って損金算入を認めることはできないと判断しました。

(2)寄附金該当性(争点②)

寄附金該当性については、まず、基本通達 9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)について、同通達の内容の合理性を肯定した上で、その要件(「損失負担等をしなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至ったなどそのことについて相当な理由があると認められるとき」)に沿って検討し、①A 社及び B 社においては、債権放棄の当時、倒産の危機に瀕した状況に至っていたとはいえないとみるのが相当であり、また、本件債権放棄は Z 銀行から要請を受けたものではなく、財務改善計画書上も明記されていない等、X 社における財務及び収益改善計画において必要不可欠のものであったとはいえず、②事業譲渡の当事者がいずれも X 社の子会社であり、D 社の代表者が X 社の代表者であること等から、X 社は事業譲渡の内容や条件を主体的かつ自由に判断できる立場にあったこと、③A 社及び B 社の整理にあたって本件貸付金債権を処理しなければ両社の従業員の再雇用を余儀なくされ、人件費の増大等のより大きな損失が生ずるといった事情もうかがわれないこと、④X 社は Z 銀行から不採算事業の抜本的な収益改善を求められている中であえて事業統合による事業継続を選択し、本件債権放棄を実行したことなどを理由に、本件貸付金等債権の債権額は、客観的にみて法人の収益を生み出すのに必要な費用又は法人がより大きな損失を被ることを避けるために必要な費用に当たるとはいえないから、寄附金の額に該当しないものとして損金算入を認めることはできない、と判断しました。

次に、基本通達 9-4-2(子会社等を「再建」する場合の無利息貸付け等)について、本件は、子会社「解散」後の債権放棄であるため、基本通達 9-4-2 は適用対象とならないと判断した上で、仮に、本件債権放棄につき、X 社グループ内における事業再編の一環として行われていることに鑑み、A 社及び B 社の解散による整理をもって、実質的に統合による再建と同視し得るとして基本通達 9-4-2 を適用する余地があると解したとしても、A 社及び B 社は倒産の危機に瀕した状況に至っていたとはいえず、債権放棄につき経済合理性の観点から特段の必要性があったとはいえないから、業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われたなどの相当な理由があったということはできず、いずれにせよ、基本通達 9-4-2 を適用する余地はないと判断しました。

そして、以上を理由として、本件債権放棄額については、基本通達所定の基準により又はこれに準じて法人税法 37 条 1 項所定の寄附金の額に該当しないものとして損金算入を認めることはできないと判断しました。

4. 控訴審判決(東京高判平成 29 年 7 月 26 日)

控訴審において、X 社は、上記各争点についての原判決の判断について反論しましたが、控訴審判決はいずれも退けて原判決を維持しました。当該控訴審判決の内容自体には注目すべき点は見当たりませんが、各争点についての原判決の判断を維持した高裁レベルの判決であるという点において、意義を有します。

5. 本判決の影響及び実務上の留意点

本件は、特別清算における債権放棄の損金算入の可否について判断したという点で、実務上参考になる裁判例といえますが、特に注目し値するのは、個別和解によって行われた債権放棄について、基本通達 9-6-1(2)が定める「特別清算に係る協定の認可の決定を経た場合」に文言上該当せず、また、合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意がされたとはいえないとして、裁判所の認可決定による場合に準じて貸倒損失の損金算入を認めることはできないと明確に判示した点です。

特別清算手続の実務上の進め方としては、債権者集会を開催して、協定の決議を行い、協定に基づき債権者に対して弁済を実施する方法(いわゆる「協定型」)と、協定の決議のための債権者集会を開催せず、債権者と清算会社との間で個別に和解契約を締結し、和解契約に基づき債権者に対して弁済を実施する方法(いわゆる「個別和解型」)があり、個別和解型は、協定型に比べて簡易・迅速であることから、債権者数が少ない場合(特に親会社のみが子会社の債権者である場合)に利用されることが実務上多いと言われています。

これまでは、個別和解型の特別清算は裁判所の許可を得て行われることを理由に、貸倒損失の損金算入が否定される可能性は低いと考え、手続の簡易性・迅速性というメリットを重視して、個別和解による債権放棄を行う例も少なからず存在したのではないかと考えられますが、上記原判決は、特別清算協定認可の決定に係る貸倒損失に関する基本通達 9-6-1(2)への該当性を明確に否定した上で、その他の損金算入の根拠となる基本通達について、回収不能であることが客観的に明らかであったかどうか等の事情を具体的事案に即して判断しており、上記控訴審判決もかかる判断を肯定しています。

したがって、今後、子会社等を清算し、親会社の子会社等に対する債権の放棄を行う場合には、本件において示された裁判所の判断も考慮の上、税務面や手続面等のメリット・デメリットを総合的に検討し、通常の清算手続を選択するか、特別清算手続の場合には、協定型と個別和解型のいずれを選択するかを、より慎重に判断する必要があると考えられます。

(参考)

【法基通 9-6-1: 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ】

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

(1) (略)

(2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(3) (略)

(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

【法基通 9-4-1: 子会社等を整理する場合の損失負担等】

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(以下 9-4-1 において「損失負担等」という。)をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

【法基通 9-4-2: 子会社等を再建する場合の無利息貸付け等】

法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等(以下 9-4-2 において「無利息貸付け等」という。)をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

(いずれも下線部は引用者)

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 関端 広輝(hiroki.sekibata@amt-law.com)
弁護士 村山 由香里(yukari.murayama@amt-law.com)
弁護士 藤田 将貴(masaki.fujita@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、frg-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins15.html> にてご覧いただけます。